

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会
要配慮個人情報ワーキンググループ（第3回）

日時：2023年2月20日（月）16時00分～18時00分

場所：Web開催

構成員）森主査、石見構成員、高口構成員、長島構成員、長田構成員、山本構成員
オブザーバー）内閣府 健康・医療戦略推進事務局、個人情報保護委員会事務局、
厚生労働省、経済産業省、一般社団法人日本IT団体連盟
事務局）総務省

資料3-1 前回会合での議論を踏まえた論点の再整理（案）

参考資料3-1 要配慮個人情報ワーキンググループ（第2回） 議事概要

参考資料3-2 情報信託機能の認定に係る指針 改定イメージ【構成員のみ配布・非公開】

- （1）前回会合での議論を踏まえた論点の再整理について
- （2）意見交換

意見交換

●前回、論点1について意見が分かれていた。明確な本人の便益があるべきなのか、それとも不利益がないことの確認で足りるのかというところだが、不利益がないことの確認は法令上の要求であり当然必要。個人情報保護法の不適正利用の禁止もあるので、何か本人の権利利益を侵害するような形で使われたら医療情報の場合に限らず違法になる。これに加えて、必要な条件として明確な便益を求めるのかということ。

情報銀行の認定審査では、本人の意思に基づくものであること、本人にどういう利益があるのかが確認された上で認定されている。要配慮個人情報を扱う場合には明確な便益は要らないという判断は、現在の認定制度とは違うものになると考えており、明確な便益を要求した方がよいと考えている。

また、利用者個人以外のために利用する場合に公益性を求めることについては、仮に前半の論点で不利益が生じないことで足りるとした場合、利用者個人には不利益が生じないこと

は当然確認したが、利用者本人以外のためにも利用するというときに公益性がないということとは、そういうビジネスモデルがあっても構わないが、優良情報銀行としてはお薦めできない。利用者個人以外のために利用するのであれば公益性は必要と考えている。(森主査)

●不利益が生じないことだけを要件にすると、利益がゼロでもよいということになる。その場合、これは当然利用者個人のための利用ではなくて、利用者個人以外の誰かのための利用でしかあり得ないということになる。機微性の極めて高い要配慮個人情報である医療情報が、利用者個人のために全く役に立たないが他の誰かのために使ってもいいというのは非常によくない。ここはやはり明確な便益があることを要件とすべき。(長島構成員)

●明確な便益があることが望ましいことは間違いないが、必ず便益が生じるのかというと、そうでもないと思う。個人情報を活用して様々なトライアルをしたが結局便益はなかったということもあり得ると思うので、明確な便益を目的とすることぐらいのほうがよいのではないか。

また、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないことは最低条件だという森主査からのお話があったが、健康・医療情報では難しい問題で、現状では差別や偏見にはつながらないが、医学の発展によっては差別につながるような情報は存在する。例えば、指の5本の指紋が全部渦状紋であったら、これはアルツハイマーの可能性が非常に高いというようなことが後で分かった場合、それが分からない時点ではそのデータは差別につながる可能性はないが、それが分かった時点で差別につながる可能性がある。断定的に生じないこと、というだけではなく、前提条件として、現状の知見によれば等、何かしら言葉を補わないと、そのようなことが起こり得るのではないか。特にゲノムに関する科学は進歩していて、今は分からなかったことが将来分かるということがあるので、文章にする上では注意したほうがよい。(山本構成員)

⇒ 前半のご指摘の便益について、必ずしも医療・健康的文脈における便益を意味していないので、もちろん不利益がなければだが、例えば、ポイントを付与するといったことでも便益としてみてよいのではないかと考えている。

後半の御指摘は、優良情報銀行という点において非常に重要と考えている。そういったこともあって、取り扱うことができる対象情報のカテゴリーを狭いところから進めてきたが、今回若干拡大することもあり、現在のレベル2情報であっても、それが疾病と

因果関係を持つということが分かったならば、不利益をもたらさないという前提で取得し、利用してきたわけであるため、その時点で破棄する等のルールを設けるべきかどうか、ご意見を聞きながら思った。(森主査)

●本人の便益を最大化するということを情報銀行として重きを置いている考えは改めて理解した。明確な便益があることを要件としてよいのかなと思いつつも、自分の意図としては、情報銀行側が明確な便益とは言えないので止めることがよいのかというのが気になる。本人の権利を侵害しているとまでは言えるか分からないが、本人なりに何らかメリットがあると思ったからこそ提供してもよいと思ったときに、情報銀行側が止めるということをよしとしていいのかが論点と考えている。その上で、健康・医療情報を取り扱う情報銀行という新しい仕組みが始まる時なので、仕組みの信頼性を担保するために明確なメリットがあることを優先して進めていき、徐々に仕組みとして信頼され利用者側が主体的に便益を価値判断できるようになってきたら、要件を拡大するというように発展にしていってもよいのではないかな。

明確な便益というのは難しいところはある。仮に明確な便益があることを要件とする場合にはエビデンスが示されることを求めているが、現実にはエビデンスが十分でない場合や、山本構成員がおっしゃったように、エビデンスを蓄積してみたら不十分だったということ等、様々なことがあり得る。付け加えて、専門家のコンセンサスがあることのようなニュアンスの言葉も追加してよいのではないかな。実際に、医療の世界のガイドラインというのもエビデンスベースではあるが、エビデンスに加えて専門家のコンセンサスというような形で推奨していることが多いので、そういう幅はあってもよい。(石見構成員)

⇒ 本人として提供してもよいと思っていればよいわけであり、不利益が生じないということ担保していれば柔軟に便益を考えるというのもよいかなと思う。これまで情報銀行は本人のためということが強調されているので、認定の場面で重視していたが、本人のためというのはどういうことかを、もう一度、健康・医療情報だけのこととしてではなく考えた方がよいかなと思った。親会にもそういう問題提起をしてみたい。

エビデンスについて、イメージでは、健康・医療的なベネフィットに限っていないと思っている。例えばポイントの付与は健康・医療的ベネフィットとは関係ないことであり、そういうもので釣り出されてはいけないわけだが、その代わり不利益がないということはしっかり確認する必要はあろう。本人以外の人のために使う場合には公共性ということを確認しておくべきだと思うが、健康・医療的ベネフィットではない、トレーニ

ングプラン提案、腹筋のやり方、トレーニングウェアの紹介等、そういうものでも明確な便益と言えるのかどうか考える必要がある。(森主査)

⇒ 片仮名でエビデンスというと、明確な根拠みたいなイメージになるが、ここは漢字の根拠ぐらいにして、例えば学会のガイドラインや専門家集団の一定の共通認識とか共通理解というのも含め、少し広めに捉えるということよいいのではないか。

また、本人は提供したいと思った場合は、例えばデータ倫理審査会での関与というところで、提供先における利用用途が適切であるか。提供することが、本人はメリットあると思っているが、本当か、むしろデメリットがないかを判断する。それこそが情報信託銀行の意義ではないか。(長島構成員)

●医療専門職の関与の認定・更新に当たっての関与について、これまでの認定審査は、認定指針に従ったことが遵守され、そういう体制で運営しているかという観点で審査していた。その結果、例えば提供先や提供先のサービスについては、データ倫理審査会で医療関係者が情報銀行側にいて、それで十分審議がされているというエビデンスをもって、それを認定していた。今回の書き方では、例えば提供先が1者増える、あるいは提供先のサービスが変わる都度、認定団体で審査会を設けて審議するみたいな書きぶりになっており、運用が回らないのではないかと感じた。認定団体の役割は情報銀行が指針に沿ってマネジメントがされていることを審査することだと考えている。提供先サービスについてキャンペーンごとに提供先が変わったりメニューが1つ追加されたりする都度審査会を開いて認定団体で審議するのは厳しい。マネジメントが維持されているということを2年更新ごとに審査すればいいのではないか。(日本IT団体連盟)

⇒ 提供先には様々なアプリや事業者だったりするが、追加する度に認定委員会を開いて明確なベネフィットがあるかの確認はできないわけだが、データ倫理審査会において、不利益を及ぼさないこと、かつ明確な便益があることをデータ理事審査会で審査したものであることを、認定側としてはもらっておけばよいと思う。

認定団体あるいは認定委員会で、新たに連れてきた事業者なりについて、疑問が出た際もそれを常に検出できるわけではないかもしれない。データ倫理審査会の言っていることは本当かどうか踏み込んだことも緊急事態としてはあり得るのかもしれないが、基本的なスタンスとしては、それは当該認定事業者のデータ倫理審査会からそのような判断が出ているということを確認すればよいのではないか。(森主査)

●論点1の利用者個人のために利用と、利用者個人以外のために利用の違いについて、ヘルスケアサービスの運動支援や広告配信サービスは、利用者個人のために利用という範囲内か。情報銀行の利用者内のほかの人のデータを基に広告配信サービスをする場合、これは他人向けの広告選定の分析に用いられるデータ側の個人にとっては直接的便益には該当しないのではないか。仮にそうであるならば、直接的便益だけではないことを明確に示す必要がある。多くの広告配信・提案するサービスは、何かしらデータベースでの分析がないと提案はできない。そのデータベースには情報銀行の他の利用者のデータが集まっているとなると、その人たちからすると本人以外のために使っているということになるので、ここを事業者にとって理解しやすいような形で示されていくとよい。

また、情報銀行は本人に何かしらの便益が返ってくるというのが前提にあるとすれば、利用者個人以外のために利用するのみの場合は情報銀行が行うものなのか。もちろんそういう気持ちの人もいて、そういうサービスがあってもよいとは思いますが、結局個人には全く返ってこない公益のためだけに情報提供するということが情報銀行の機能に当たるかは、そもそも情報銀行の目的とバランスを取る必要がある。この場合は本人には便益も直接は返ってこないのではなかろうかと感じた。

最後に、公益性というの捉え方が難しく、法的にはいろいろ整理がされているのかもしれないが、例えば創薬や医療機器開発というのは、確かに公衆衛生の向上に資するので公益ではある一方で、民間事業として事業収益を上げる活動でもある。企業の事業活動としてデータが使われて、それが結果的に公益になるというところまで、果たしてデータを提供する個人側が分かっているのかというと、必ずしも不明な部分があるのではないかと。ある種特定の企業の事業活動の利潤につながるような利用というのでも公益に入るというところを個人が認識して情報銀行を利用しないと、長期的には思っていたものと違ったという不信を招くことにもなるのではないかと。(高口構成員)

⇒ 広告というのは、一義的には広告主のためのものであり、明確な便益とは離して考えないといけなかなと考えている。その際に、ポイントをあげるからとかそういうことであれば、その広告を見せられてもよいのかもしれない。

間接的便益について、これが情報銀行かという点は、全くそのとおりで考えている。今までは、本人のため、本人の意思に基づいてということで進めてきたのが情報銀行であり、間接的便益は極めて重要なことであるが、情報銀行の枠組みとは違う、例えば、

がん登録推進法のようながんになって治療を受けたら強制的にその個人情報個人情報そのままデータベースに登録されるといった、強い公益性の下に同意なく進めるトラックがあると思うが、それはそういうところ進める話と思うので、情報銀行の文脈ではないというのは御指摘のとおり。

また、公益性に関することで、創薬については民間企業の活動であり、もちろん新しい薬ができれば圧倒的な公益があるがビジネスの面もある。これは非常に難しい仕切りだと思う。例えば個人情報保護法でも、いろいろなところに公益性の例外というのがある。第三者提供するときに研究開発目的だったら本人の同意は不要であるとか、目的外利用も研究開発目的だったらよいというのがあるのだが、その研究開発というのは、民間企業がやる研究開発が行うものは、一方ではビジネスじゃないのかとかいう話もある。そのため、まずはユーザーにそれを示して、これは両面あるということと、提供先が製薬会社だから新しい医薬品を開発してくれるかもしれないが、他方でビジネスだということを示す。その上で公益性に取り込んでいくのではないだろうか。(森主査)

●ポイント付与も明確な便益ということで整理されるのならば、エビデンスとか根拠ということではないので、便益を認めるに足る根拠や審査会での合意が得られること等のようなソフトな表現にしておかないと、審査会で運用上厳しくなり過ぎて、実際に本人にとっての明確な便益が便益だと評価されなくなるのではないか。

また、間接的便益の公益性は気になっている。この公益性というのが、最終的には間接的には本人に返ってくるという意味では、情報銀行のメリットの中にむしろ入り得るのかなと感じた。公益性というのが、恐らくコミュニティの広さによって自分に戻ってくる感覚が変わると思うが、例えば自分が住んでいる小さな町の中で、自分のデータが町のために使われて、それによってスポーツジムなり公共の何かアクセスがよくなると健康がよくなるというような公益のためのデータ分析であれば、かなり身近に、間接的ではあるけれども自分たちのメリットとしてまちづくりに生かされるのはあり得ると思う。それが創薬や国全体の話になるとより薄くなり、自分にとっての直接的メリットは弱くなるけれども、それも公益性が本当にあれば、最終的には一部分は間接的に本人のメリットにもなると思うので、そこは必ずしも間接的便益のみの場合でも情報銀行の対象になるのではないか。

その上で、前回の議論で1次利用というものから基本的にスタートする、間接的便益のみの場合は2次利用ということになる。基本的には、自分の理解では2次利用になるのではと

思っており、そこは後に次のステップで進めるというような整理はあってもよいのではないか。このロジックで利用用途が直接的便益と間接的便益の場合と間接的便益のみの場合で、間接的便益のみの場合は、自分にメリットがないのに公益性があることだけでよいのに、直接的便益と間接的便益の場合は、本人にとって直接的メリットがあるときにむしろ要件が厳しくなるというロジック自体が、おかしいのではないか。(石見構成員)

⇒ エビデンスの用語については、ポイントとかそういう健康・医療的な文脈でなくてもいいということであれば、十分な根拠とかそういう用語がよいと感じた。

公益性と間接的便益の話で、まずロジックの点について申し上げると、直接的便益と間接的便益の両方の場合は、直接的便益に関しては公益性というのは必ずしも要求されているわけではなく、間接的便益に関しては公益性が必ず要求されるというロジックであると認識している。間接的をどこまでいったら間接で、どこまでいったら直接かというのは難しい話であり、確かに地域のことであれば、それはすぐに自分の身に返ってくることであるので、直接的と言えなくもないが、すぐにどこまでが直接で、どこまでの間接とは言いにくいものがあるので、石見構成員の話にあったように、1次利用から始めて、どこまでをやや間接的なものを許容するのかは健康・医療情報以外のものも含めて議論する必要がある。(森主査)

●間接的な便益について議論があったところだが、現状の指針の中では、情報銀行の機能としては、利用者個人が直接的または間接的に便益を受け取るというようなものであるとされているので、先ほど石見構成員もおっしゃったように、間接的に便益を受け取るというような可能性が本人にあるのであれば、それは本人以外のために利用する、間接的な便益の利用用途として認められるものなのではないかと考えている。(事務局)

⇒ 直接か間接かということについては、例えばポイントをあげるからビジネスに使うこともありだったと認識している。そのため、ここでは公益性を要件として、間接便益の場合には公益性が必要といったことによる公益性の範囲をどう考えるかということかと思う。(森主査)

●間接的便益のようなものに利活用できるための仕組みとして、次世代医療基盤法の匿名加工情報がある。今後、仮名加工情報を追加することが検討されているところではあるが、医療情報という極めて機微性が高いものを間接的便益として利用するのであれば、法律で認め

られているような次世代医療基盤法の認定事業者等の縛りはあった方がよいのではないかと、情報銀行の安全性がより高まると思う。

また、ポイントでも明確な便益かということについて、本人が判断する場合、ポイントを重視すると一定のリスクが生じるということについて十分な判断ができるだろうか。基本的には明確な便益となるものが当然あって、それプラスアルファとしてポイントがあるということがよい。ポイントのみ付与というのは医療情報による便益として適切ではない。(長島構成員)

⇒ ポイントとかでは不可ということになると、たしかに、今の認定事業者もポイントで釣ってみたい認定事業者は存在しないわけではあるが、どのようなものを明確な便益と考えればよいだろうか。(森主査)

⇒ 健康・保健・医療上のメリットがあるということだと思う。これを利用することで健康増進するとか、医療上役に立つというのが非常に分かりやすい。特に制度開始当初においては、ポイントで釣っているのではないというところが明確になっていた方が進め方としては適切ではないか。(長島構成員)

⇒ そうなるとエビデンスの議論が復活するかもしれないが、例えばトレーニングのやり方を教えるとか、そういうカジュアルなものにエビデンスがあるのかどうか。(森主査)

⇒ スポーツ医学も進んでいる。例えばどれぐらいの運動だとどれぐらいの心拍数が上がるとか、効果が上がるとかいうのも出てきている。トレーニングに関する医学もかなりエビデンスが整っている。そういったものに従ってやるのであれば、それは根拠があるということになる。(長島構成員)

●ポイントを含めない方が、特に最初は、便益がより分かりやすくてよいかなと思う。その上で、筋肉を鍛えることに本当にそれがいいか悪いかとかという根拠は不十分だったりもするので、根拠とか、あるいは審査会での合意、かかりつけ医等のアドバイスを受けた上でといったところで補強していけばよいのではないかと。

間接的な便益があればそれはよいということは、間接的な便益をもって本人へのメリットがあるという使い方は1次利用に当たるのか。間接的便益が多少なりとも戻ってくるであろうというのであれば、もう1次利用の範疇という理解でよいのか。(石見構成員)

⇒ その場合は2次利用。先ほどの長島構成員のお考えならば、本人に健康・医療増進効果が直接認められるもの。自治体や国の政策の改善を通じてではなく、御本人に直接というのが直接的便益ではないかと。別のところの議論との関係では、用語の対応は1次利用が直接的便益、2次利用が間接的便益。(森主査)

●間接的便益のみの場合も利用者個人以外のためにも、回り回って本人のためにあるかもしれないが、そういったものも間接的に本人に戻ってくるので、便益が当たるものとして、今回の対象として検討している。あくまで明確な便益があるかどうかという話については、本人に何かしら直接使うという、そういった直接的な便益を本人にもたらず場合における要件としてどちらがよいかという議論をしており、間接的な便益もそれはそれとして認めるものとして、今回資料を整理したもの。(事務局)

⇒ 私は公益財団法人もやっているが、公益性というのは厳しく縛られていて審査で苦労する。間接的便益のみも含むとなると、公益性というのをどう担保するのか、明確な便益と同じで、公益性を実際にどこまでよしとするのは、かなり難しい。製品サービスの改良・改善とか、具体的なユースケースは全部公益性の中に入るといってよいのか。

保険商品の補償内容の拡大とか分かりやすいと思うが、保険料率の設定にデータを使うのも、本人に間接的に便益があるという捉え方で、公益性の基準を満たすといふことでよいのか。保険料率は、逆に本人にとってデメリットにもなり得る。(石見構成員)

⇒ 保険料率の合理化なところまで公益性に入ることは思ってなかったが、いずれにしても、公益性をどこまで認めるかは尽きない話だと考えている。

間接的便益のみについては、明確な便益の話と連動するのかと思っていたが、明確な便益を一定程度認めようと。本人への健康増進という形でそれを要件にしようということであれば、間接的便益のみについては外れるのかなと思った。(森主査)

●森主査のおっしゃるとおり間接的便益は外すべきである。公益性という考え方が、非常に曖昧というのがあるのと、先ほど創薬などの話もあったが、それは事業として情報銀行を利用してやるべきものではないと考えており、これは情報銀行の話なので、直接的便益のみと直接的便益と間接的便益の両方ある場合だけにとどめるべきである。(長田構成員)

●間接的な便益が本人に戻ってくれば、メリットなので、議論の対象には含めてよいのではないかと思う。少なくとも、将来にわたって対象じゃないということではないのではないか。巡り巡って本人のメリットになるはずが、それを否定してしまって、情報銀行の中ではこれ扱えませんかとするのは、間接的便益のみもしないほうがよい。この間接的便益というのが何らか存在していて、それは結局間接的だけれども、本人のメリットであるような整理が大事

なのではないか。(石見構成員)

⇒ 論点が整理されてきた。収束点としては、本人については、健康増進のようなメリットを求めることを前提とし、ポイントのようなメリットは全て除外されることになる。全ての場合において利用者個人にとっての健康増進効果ということが必要であるということも明らかになったが、それが直接的なものであるか、それとも間接的なものであるかについては、御意見が分かれている。(森主査)

●直接的便益が1次利用、間接的便益が2次利用としないと、ほかの法律上の立てつけや様々な本人同意のところ、全部ずれてきてしまうので、ここはやはり巡り巡ってもしかしたらというのは全て2次利用と捉えて、明確に、個人に便益が返ってくる場合は、直接的便益と位置づければよいと思う。(長島構成員)

⇒ これまでの認定の経緯としても、本人の意思で本人のためにというものがあり、それがどうして本人のためになるのかということは、問題にはなってきたので、これまでの経緯からするとしっくりする。

はっきりとしたのは、ポイント付与や図書券、商品券は明確な便益とは言えない。付与してもよいが、常に健康増進効果が必要であり、それは直接的とするか、間接的とするかということについては意見が分かれたままである。(森主査)

●間接的便益について、認定指針においては、「利用者個人は直接的または間接的な便益を受け取る」とされており、間接的な便益というのも情報銀行の射程ではあるが、健康・医療分野については、間接的な便益を目的とした利用については慎重であるべきという御意見が多数のため、まず健康・医療分野においては、直接的便益及び直接的便益と間接的便益の両方ある場合を射程として検討を進めたい。

また、利用用途については、明確な便益があることを前提として考えるべきということで収束したものと理解している。その上で、明確な便益とは何かといった部分については整理が必要であるため、本日いただいた意見を踏まえ、次回の会合で明確な便益の考え方について提示したい。

今回、事務局では、あえて1次利用または2次利用という言い方を避けてきた。医療分野の議論においては、医療のために使われる情報を1次利用、それを違ったことに利用する

と2次利用としている。ただ、情報銀行の議論にそれを当てはめると、必ずしも医療のために収集する情報とは限らないということがユースケース上見えてきており、今回は、利用者個人のために利用するというを直接的便益とし、利用者個人以外のために利用することを間接的便益といった定義をさせていただいた。基本的には健康増進につながるということが第一だが、情報銀行の情報銀行たる所として、医療分野以外にも使える可能性があることを認識しており、今回のユースケースには子育て支援等の利用者個人の健康増進とは違う分野についても記載している。いずれにしても、あくまで明確な便益といったものが確実に得られることは、要件として入れることを考えたい。(事務局)

⇒ 便益の対象となる分野としては、狭い意味での健康・医療だけに当然限定されず、介護や子育てという密接に関係する分野は当然含まれるだろう。あまり狭く限定する必要はない。(長島構成員)

●データ提供時におけるかかりつけ医等の助言だが、今どの医療機関も受診していない健康な人という場合は、そもそも助言を受けるべき医療専門職が見当たらないだろう。その場合は、何らかの医療機関を受診するタイミングで助言を受けるようにした方がよい。

一方、既に通院中や過去に大きな疾患があるなど、健康上・医療上のリスクがある方は、かかりつけ医等医療専門職の助言を受けるよう促すことが、望ましいではなく、受けるよう促すとしていただく必要があるのではないかと。様々な病院で、患者さんの権利と義務ということを掲げているが、義務として、各医療機関では患者の健康や医療に関する情報をしっかりと医師等に伝えていただきたい。これがよりよい医療につながるのと、現在通院中とか治療を受けている場合は、助言を受けるように促すとするのがよい。(長島構成員)

⇒ 便益については、ポイントは駄目でも、健康増進ということは広く考えて介護等も含まれること、医療専門職の関与については、かかりつけ医に実際に本人が助言を受けるかは本人の都合もあるが促すこと自体は義務にしてもよく、その際、受診中とか治療中の方の場合は特に強調して促すという方向でよいのではないだろうか。(森主査)

●次回会合では、本日の議論を踏まえ、健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて、検討会への報告に向けて、前回や今回の資料、今日の議論も踏まえ、また論点と対応方針を改めて取りまとめ、親会への報告資料を作成する。また、その方針に沿って、具体的な情報銀行の認定指針の改定案を、会議資料として御提示したい。(事務局)

